

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

日本電産エレシスでは、全ての従業員が働きやすい環境をつくることによって、従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

2020年4月1日～2024年3月31日（4年間）

2. 内容

目標①

子供を育てる労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境を整備する

【対策】2021年4月～

- ・小学校3年生修了に達するまでの子（実子、養子、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子）と同居し、養育する者は申出により育児短時間勤務の適用を受けることができる制度の継続
- ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するために申し出た場合においては、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、時間外労働に従事させない制度の継続
- ・スーパーフレックス（コアなし）制度の継続

目標②

有給休暇取得率向上のために、年次有給休暇の取得日数を毎年向上させ、将来的に有給休暇のカットゼロ（権利時効発生ゼロ）に近づける

【対策】2021年4月～

- ・月次の有休取得推進委員会継続開催
- ・有休取得計画カレンダーの全社展開
- ・有休取得推進強化月間キャンペーンの実施（ポスターなどの啓蒙）

目標③

所定外労働時間短縮のために、一般社員の年間所定外労働時間平均を1人あたり年間平均360時間以内を継続する

【対策】2021年4月～

- ・スーパーフレックス（コアなし）制度の継続
- ・定時退社日励行（毎週水曜と休前日）
- ・時間外の適切な管理の推進（目標：月40H、3ヶ月120H以内）
- ・管理職研修での周知・啓蒙

目標④

次世代育成の支援機会の提供を行う

【対策】2021年4月～

- ・大学などへインターンシップ機会の提供